

## 「個人情報の保護に関する法律施行条例（仮称）」（素案）について

### 1 趣旨

改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）と統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても法において全国的な共通ルールを規定することとなりました。

地方公共団体に関する規定については、令和5年4月1日から施行されることとなります。

このことから、現在、運用している印西市個人情報保護条例（平成12年条例第25号。以下「現行条例」という。）を廃止し、法の施行のための条例（以下「施行条例」という。）を制定することを検討しています。

### 2 施行条例の制定内容

施行条例の概要は、次のとおり予定しています。

| 【条例で定める必要がある事項】 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>法の規定</p> <p>第89条第2項<br/>2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。</p>   |
| 1               | <p>概要と施行条例（素案）の内容</p> <p>【概要】<br/>・開示請求をする者は、条例の定めにより、実費の範囲内で、手数料を納めなければならない。</p> <p>【施行条例（素案）の内容】<br/>・開示請求をする者が納付しなければならない手数料の額は、現行制度に準じて無料とする。<br/>・費用（コピー代等）については、現行制度に準じて保有個人情報の開示を受ける者の負担とする。<br/>※法においては、時点により主語を使い分けている。<br/>法第77条及び第89条「開示請求をする者は、」<br/>法第77条他「開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）」<br/>法第87条第3項「3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。」</p> |

|   |                |  |
|---|----------------|--|
| 2 | 法の規定           | <p>第119条第3項</p> <p>3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>第119条第4項</p> <p>4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。</p>   |
|   | 概要と施行条例（素案）の内容 | <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関等匿名加工情報に係る手数料等を定める必要がある。</li> <li>・手数料の概要</li> </ul> <p>①基本事務に対応するもの<br/>提案の審査、審査結果等の通知、契約締結、提供に係るものなど</p> <p>②行政機関等匿名加工情報の作成に係るもの</p> <p>③行政機関等匿名加工情報の作成の委託に係るもの</p> <p><b>【施行条例（素案）の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実費を勘案して定める。</li> <li>・国と同程度の金額を想定。</li> </ul> |

| 【必要に応じて条例で定めることが考えられる事項】 |                |  |
|--------------------------|----------------|--|
| 3                        | 法の規定           | <p>第60条第5項</p> <p>5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>  |
|                          | 概要と施行条例（素案）の内容 | <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体等がそれぞれの施策に際して、取扱いに特に配慮が必要と考えられるものを定めることができる。</li> <li>・条例要配慮個人情報について条例に定めを置いた場合、個人情報ファイル簿に項目として記載される。</li> <li>・収集の制限の規定を設けることはできない。</li> </ul> <p><b>【施行条例（素案）の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行条例に定める内容が法に準ずる内容であることから定めない。</li> </ul>   |
| 4                        | 法の規定           | <p>第78条第2項</p> <p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。</p>  |
|                          | 概要と施行条例（素案）の内容 | <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不開示情報について、印西市情報公開条例との整合を図ることができる。</li> </ul> <p><b>【施行条例（素案）の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として施行条例で定めるものは、印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）第7条第2号エ及び同号オに掲げる情報とする（個人に関する情報のうち、食糧費に関するもの及び交際費に関するもの。）。</li> </ul> |

| 【条例で定めることが妨げられるものではない事項】 |                |   |
|--------------------------|----------------|---|
| 5                        | 法の規定           | <p>第75条第5項</p> <p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない</p>   |
|                          | 概要と施行条例（素案）の内容 | <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報登録簿についての定めを置くことにより、個人情報ファイル簿に加えて、現行と同様の帳簿を作成し、運用を行うことができる。</li> </ul> <p><b>【施行条例（素案）の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行と同様に、個人情報取扱事務単位で作成する登録簿を備え付けるものとする。</li> </ul>   |
| 6                        | 法の規定           | <p>第108条</p> <p>第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</p>  |
|                          | 概要と施行条例（素案）の内容 | <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求等について、手續に関する必要な事項を条例で定めることができる。</li> </ul> <p><b>【施行条例（素案）の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求書には連絡調整のために必要となることから、「日中連絡を取ることができる電話番号」を記載できるものとする。</li> <li>・開示決定等までの期間は、不開示情報が行政機関によって異なること、事案の移送が新設されたことなどを踏まえ、現行条例と同一の期間を施行条例に定めることはせず、法の定めによる。</li> </ul> |

|   |                |  |
|---|----------------|--|
| 7 | 法の規定           | <p>第129 条</p> <p>第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</p>  |
|   | 概要と施行条例（素案）の内容 | <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護制度について、審議会等への諮問をすることができる旨の規定を設けることができる。</li> </ul> <p>【施行条例（素案）の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行条例と同様に、施行条例で諮問できることとする。</li> </ul> |

### 3 他の条例の制定内容

各条例の概要は、次のとおり予定しています。

#### 【印西市情報公開条例】

第7条第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

#### 【印西市情報公開・個人情報保護審査会条例】

#### 【行政不服審査法施行条例】

別紙のとおり。

#### 【その他】

情報公開制度及び個人情報保護制度において、それぞれの規則で定める開示請求に伴う多色刷りのコピー代を50円から20円へと変更する。

令和5年3月31日まで

令和5年4月1日から

検討の経緯

法の規定による開示決定等に係る審査請求に関する諮問は、法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」に行うこととされている。印西市において、当該機関に該当する機関は、行政不服審査法施行条例に基づき、設置されている印西市行政不服審査会のみであったことから、対応する必要が生じたもの。

検討パターン図※下記の事項に加え、議会の開示請求等に係る諮問及び個人情報保護制度に係る諮問も検討を要する。  
大きく分類し、次に掲げるパターンを検討した。

印西市情報公開・個人情報保護審査会

- ① 情報公開条例の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- ② 個人情報保護条例の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- ③ 個人情報保護条例の規定により審査会の意見を聴くこととされた事項について、意見を述べること。
- ④ 情報公開及び個人情報保護制度の重要事項について、市長の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。

印西市行政不服審査会

- ⑤ 行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

○パターン1（現行に近いパターン）

印西市情報公開・個人情報保護審査会と印西市行政不服審査会双方を行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関とする。

○パターン2（審査会数、所掌事務変更パターン）

印西市情報公開・個人情報保護審査会を二つに分割し、印西市情報公開審査会と印西市個人情報保護審査会を設立し、3審査会にする。

印西市情報公開・個人情報保護審査会を印西市情報公開・個人情報保護審議会へと変更し、左記①及び②を印西市行政不服審査会に移す。等

○パターン3（統合パターン）

印西市情報公開・個人情報保護審査会が所掌する事務と印西市行政不服審査会が所掌する事務の双方を所掌する審査会を新たに採用する。

# 令和5年4月1日以降の審査会の体制（素案）＜条例・組織＞

令和5年3月31日まで

令和5年4月1日から

## 印西市情報公開・個人情報保護審査会

### 【条例】

- ・ 印西市情報公開・個人情報保護審査会条例

### 【組織】

- ・ 委員数5人以内
- ・ 任期3年
- ・ 委員の過半数の出席により、会議開催

## 印西市行政不服審査会

### 【条例】

- ・ 行政不服審査法施行条例

### 【組織】

- ・ 委員数3人以内
- ・ 任期3年
- ・ 委員の全員出席により、会議開催

## 印西市行政不服審査会（仮称）

### 【条例】

- ・ 印西市行政不服審査条例（仮称）

### 【組織】

- ・ 委員数5人以内
- ・ 任期3年
- ・ 委員の過半数の出席により、会議開催

## 審理員制度の適用除外について

審理員制度は、現行制度と変わらず、情報公開・個人情報保護に関する法令に基づく開示決定等に係る審査請求に関する諮問においては、適用を除外している。

令和5年3月31日まで

令和5年4月1日から

**印西市情報公開・個人情報保護審査会**

- ① 情報公開条例の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- ② 個人情報保護条例の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- ③ 個人情報保護条例の規定により審査会の意見を聴くこととされた事項について、意見を述べること。
- ④ 情報公開及び個人情報保護制度の重要事項について、市長の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。

**印西市行政不服審査会**

- ① 行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

**印西市行政不服審査会（仮称）**

**1. 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営**

について、次に掲げる事務をつかさどる。

- ① 情報公開制度の運営に関する重要事項について市長の諮問に応じ、調査審議を行い、その結果を答申すること。
- ② 個人情報の保護に関する法律施行条例の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いを確保するために調査審議を行い、その結果を答申すること。
- ③ 議会個人情報保護条例の規定による諮問に応じ、個人情報保護の適正な取扱いを確保するために調査審議を行い、その結果を答申すること。
- ④ 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について自ら調査審議し、意見を述べること。

**2. 審査請求について、次に掲げる諮問に応じ、調査審議を行い、その結果を答申する。**

- ① 情報公開条例第16条の規定による諮問
- ② 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問
- ③ 議会個人情報保護条例の規定による諮問
- ④ 法第43条第1項の規定による諮問